（役員賠償責任保険契約から除外する保険契約）

**第十三条の二**　法第五十一条の五第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

**第十四条**　法第五十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］

［新設］

（訴えを提起しない理由の通知方法）

**第十五条**　法第五十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］

三　請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（組合の運営組織の状況に関する事項）

**第四十八条**　第四十六条第二号に規定する組合の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。

一・二　［略］

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

ニ　役員と当該組合との間で補償契約（法第五十一条の四第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項。

(1)　当該役員の氏名

(2)　当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

**第十四条**　法第五十一条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］

（訴えを提起しない理由の通知方法）

**第十五条**　法第五十一条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］

三　請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五十一条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（組合の運営組織の状況に関する事項）

**第四十八条**　第四十六条第二号に規定する組合の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。

一・二　［略］

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

［新設］